

## 各科目の平易な説明

### 1. 資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書に共通する勘定科目

#### ★収入の部

学生生徒等納付金収入	学生・生徒等が入学または在学することを条件として義務的にまたは一律に納付するもの。授業料、入学金、施設費など。
手数料収入	入学検定料、試験料、各種証明書(在学証明書、成績証明書等)の発行手数料
寄附金収入	特別寄附金(用途指定のある寄附金)、一般寄附(用途指定のない寄附金)による収入。土地・建物・物品等の現物寄付は除く。
補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準じる機関から交付される収入(日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。)
付随事業・収益事業収入	学校法人の付帯事業(学生寮・売店等)による収入。
受取利息・配当金収入	預金や有価証券などの金融収益。
雑収入	学校施設・教室貸出の使用料、退職金社団からの交付金、上記収入以外の収

#### ★支出の部

人件費支出	学校法人が雇用する教育職員・事務職員等の本俸、期末手当ならびに所定福
教育研究経費支出	教育・研究活動や学生の学習支援・課外活動支援等に支出する経費。消耗品、光熱水費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、修繕料、委託費、奨学費な
管理経費支出	庶務・人事・経理業務などの管理業務、学生募集など教育・研究活動以外に支出する経費。

### 2. 資金収支計算書に特有の勘定科目

#### ★収入の部

資産売却収入	土地・建物などの不動産や国債、地方債などの債券、社債、投資信託等を売却したときの収入。
借入金等収入	日本私立学校振興・共済事業団や市中の金融機関からの借入金収入。
前受金収入	翌年度入学生の学生生徒納付金を前年度に収納する際に前受金として取り扱
その他の収入	上記以外の収入で、基本金の取崩し、当該年度に入金された前年度の未収入金、預り金等。
資金収入調整勘定	期末未収入金：当該年度中に入金すべきものが翌年度に入金されるものを計上する。 前期末前受金：前年度以前に入金されたもののうち、当該年度分を計上する。
前年度繰越支払資金	前年度末の現預金残高と一致し、当該年度に繰り越された支払資金。

#### ★支出の部

借入金等利息支出	借入金に対する利息分の支出。
借入金等返済支出	借入金に対する元本部分の返済の支出。
施設関係支出	建物、構築物等の固定資産を取得するための支出。
設備関係支出	教育研究用または管理用の機器備品、図書、車輛等を取得するための支出。
資金支出調整勘定	期末未払金：当該年度の諸活動に係る支出のうち、年度内に支払いが行われず、翌年度に支払いを行うものを計上する。 前期末前払金：前年度以前に支払われた当該年度分の支出を計上する。
翌年度繰越支払資金	当該年度末の現預金残高と一致し、翌年度に繰り越される支払資金。

### 3. 事業活動収支計算書に特有の勘定科目

現物寄附	機器備品や図書等、金銭以外の現物を受け入れる寄附のこと。
資産処分差額	施設や車輛を売却した際、資産の帳簿価格よりも低い金額で売却した場合に処分差額を慶応する。
徴収不能額	学生生徒納付金等、当該年度中に入金されないものを未収入金とするが、翌年度になっても入金が見込めない場合に徴収不能額として処理する。
退職給与引当金繰入額	教職員の退職金支給に備え、一定の計算方法により費用として計上しておくも
減価償却費	時の経過によりその価値を減少する資産を減価償却資産といい、その毎年の減価額を事業活動支出に計上する。
基本金組入額・取崩額	基本金とは学校法人が教育活動の水準の維持向上のために継続的に保持する資産のこと。組入額：取得した資産の額。 取崩額：除去等により減少した資産の額
翌年度繰越収支差額	前年度からの繰越収支差額に当年度収支差額を加えた、翌年度に繰り越す収支差額。